

# 心不相応行の大乗アビダルマ的分析

吉元信行

## 一 アビダルマにおける心不相応行論

北伝のアビダルマにおいては、存在を分析するにあたって、色・心・心所・心不相応行・無為という五位の分類の方法論を用いたことは周知の如くである。その中でも、特に心と相伴う関係にあるものではなく、また物質的なものでも心理的なものでもないが、それらの間にはたらく関係とか力、または概念というような特殊な法を“心不相応行法”として立て、それらは実有であると説いた説一切有部の存在論は、殊に難解であるとされる。しかし、この心不相応行を実有としたところに説一切有部の面目があり、そのことが、経部を始め瑜伽唯識学派等の教學形成に大きな影響を与えたのも事実である。

この心不相応行なる概念は、原始經典の中に認められないとから、この概念を立てない学派やこれを実有としない学派からの格好の論難の材料ともなってきた。ところが、そのような論争を通じて、説一切有部では、いよいよそれについての分析と研究を進め、また、その対立学派は、その教学を批判的に攝取して、さらに自らの教學を深めていくことになった。

元來、原始佛教においては、あらゆる存在の分析は、五蘊・十二處・十八界という三科の分類によつてなされ、そこには、心所（心相応行）や心不相応行なる概念はまったく見られない。これは、原始佛教における一切法の分類が、専ら存在の現象面の分析にとどまつたためである。ところが、仏滅後になつて、アビダルマ的研究法がとられるよう

になり、そこでは、經典に説かれる教義を説明定義せんがために、諸門分別という研究の方法論がとられた。そして、相対的現象だけでなく絶体的な法をもふくめた有為法・無為法としてとらえるようになり、さらに、存在を現象面だけでなく、存在を存在たらしめるものの追究という形で分析をする必要が生じてきた。このようにして、一切法を蘊・処・界という観点から分析する方法と、有為法・無為法とする考え方を融合させて、ここに、色・心・心所・心不相応行・無為という五位の分類が成立したと考えられる。<sup>①</sup>

この中で、心不相応行なる分類は、原始仏教や南伝アビダルマではまったく認められないものであり、さらに、それらの諸法を実有であると考える説一切有部の存在論は特異なものであると言えよう。しかし、この心不相応なる概念の萌芽は原始仏教において認められないことはない。それは、原始仏教の時代に、五蘊等の存在の現象的把握のほかに、有情の存在を形成せしめる支配力とも見らるべき根の思想のあつたことである。

この根の思想は、仏教以前のインドの諸思想に存在し、それは、根本原因 (prakṛti) より派生した力を意味するものであった。仏教では、この思想を批判的にとり入れて、無我縁起という立場で、有情の自主的積極的身心の活動力

として二十二根を立てることになった。

これら二十二根を分類的に考察する段階で、その中でも、物質的なものでも心理的なものでもない命根の存在の影響をうけて同様の性格をもつた心不相応行なる諸概念が抽出されるようになつたと考えられる。<sup>②</sup>

『順正理論』によると、二十二根は、一切法の中でも作用が極めて勝れて自在であるという。諸法を見ると、皆それぞれ個々に増上なる作用をもつてゐるから根ということができるが、有情の中で極めて増上なる作用をもつ二十二だけを抽出して根と呼んだとされる。<sup>③</sup> アビダルマでは、諸法を現象面だけではなく、その根底にある作用という点からも分析していく。そういう根的な諸法の追究というところに五位の分類が成立したのであろう。そのことは、五位七十五法の分類的考察が、『俱舍論』等のアビダルマ論書における「根品 (indriya-nirdeśa)」において論述されていることからも判明するであつた。

これら二十二根の中で、命根が心不相応とされるようになったのは、仏陀入滅前ににおける命行 (jivita-saṅkhāra) 留捨の問題が発端になつたと考えられる。命行とは、寿命を維持するための潜在的はたらきのことである。『マハーパリニッバーナスッタ』では仏陀の言葉として、次の様

な一文がある。

さあ、私はこの病いを氣力で堪えて、命行を留めて  
(adhiṭṭhāya) 住しよう (D. II.p. 99)。

Jのあと、仏陀は、魔波旬の勧めによつて、寿行 (āyū-sankhara) を捨てることになる。しかし、仏陀の前世の業によつて、命行はその後クシナガラで入滅されるまでの三ヶ月間は続くわけである。ここにおける命行は、仏陀の意志によつて寿行を捨てた後も、続くわけであるから、心不相応ということになる。この問題を発端として、後のアビダルマにおいて、留多寿行・捨多寿行の論議が交されることは周知の如くである。

このような考え方にもとづいて、アビダルマの時代になると、命根以外にも、心不相応なる諸法が分析されるよう

になる。この心不相応行に相当する概念の認められる最初期の論書である『舍利弗阿毘曇論』では、命根（命結）以外に、命根に関連すると思われる「生・老・死」をあげ、さらには、高度の禪定の段階として、身心のコントロールを超えた「無想定・得果・滅尽定」を加えるようになる。その後、正統バラモンや外教における存在の分析を採用して、得・非得、衆同分、さらには、名・句・文・同・異・和合等の諸概念がとり入れられ、それらを仏教諸学派が自らの

存在論に応じて、取捨選択及び付加をなして、今日の資料に見られる心不相応行の諸形態が成立したと考えられる。そこで、本論において問題にしようとする、大乗的瑜伽唯識の思想をアビダルマ的法相でまとめる無著の『阿毘達磨集論』(集論) を基にして、その他主要な論書における心不相応行の分類を大まかに図示すれば、おおよそ次頁の表の如くなるであろう。

ここで、(1)得・(2)異生性までは、『集論』では、おおむね、説一切有部の論書の伝統を受け継いでおり、(3)流転以降の項目が新たに付加されていることがわかる。このことは、『瑜伽論』とも、(4)不和合を除いてほぼ一致することから、瑜伽唯識学派における心不相応行論の特色であると思われる。

そこで、『集論』における心不相応行各法の順序及びその定義を見ると、内容的にもかなり合理的・体系的に配列されていることがわかる。すなわち、有情が非心理的に善不善法を増減する状態として(1)得がある。また、有情が高度の禪定に入るとき、心・心所のはたらきをおさえる非心理的はたらきがある。その禪定の段階に応じて(2)無想定・(3)滅尽定・(4)無想果がある。有情の生命は心理的にコントロールできないものである。その有情の人格を一定期間

Abhidharmaśamuccaya (AS)	瑜伽論 集論 (AS <sub>eh</sub> )	瑜伽論 卷三	瑜伽論 大・30・293 c	瑜伽論 卷五十一 大・30・586 c～588 c	成実論 大32・289 a	俱舍論 大29・22 a ～29 c AK. pp. 62-82	法蘊足論 大26・692 c	舍利弗 阿毘曇論 大28・545 b						
(1) prāpti	得	(1) 得	(5) 得獲成就	(1) 得	(1) 得	prāpti	(8)(1) 事得 (9)(7) 處依得							
(2) āsaṃjñi- saṃapatti	無想定	(2) 無想定		(3) 無想定	(5) 無想定	āsaṃjñi- saṃapatti	(2) 無想定	(5) 無想定						
(3) nirodhā- saṃapatti	滅盡定	(3) 滅盡定		(4) 滅盡定	(6) 滅盡定	nirodhā- saṃapatti	(3) 滅定	(7) 滅盡定						
(4) āsaṃjñika	無想果	(4) 無想異熟		(5) 無相處	(4) 無想果	āsaṃjñika	(4) 無想事	(6) 得果						
(5) jīvitēndriya	命根	(5) 命根	(6) 命根	(6) 命根	(7) 命根	jīvita	(5) 命根	(4) 命結						
(6) nikṣya- saṃbhaga	衆同分	(6) 衆同分	(7) 衆同分	(3) 衆同分	sabhaṅgatā		(6) 衆同分							
(7) jāti	生	(8) 生	(1) 生	(7) 生	(8) 生	jāti	(1) 生							
(8) jarā	老	(9) 老	(2) 老	(10) 老	(10) 老	jarā	(11) 老	(2) 老						
(9) sthiti	住	(10) 住	(3) 住	(9) 住異	(9) 住	sthiti	(10) 住							
(10) anityatā	無常	(11) 無常	(4) 無常	(8) 減	(11) 減	anityatā	(13) 無常	(3) 死						
(11) nāmaṅkāya	名身	(12) 名身	(8) 名身	(2) 名衆	(2) 名身	nāmaṅkāya	(14) 名身							
(12) padakāya	句身	(13) 句身	(9) 句身	(13) 句衆	(13) 句身	padakāya	(15) 句身							
(13) vyāmjanā- kāya	文身	(14) 文身	(14) 文身	(14) 字衆	(14) 文身	vyāmjanakāya	(16) 文身							

(14) Pr̥thagjana-	異生性	(7) 異生性	(14) 異生性	(2)(15) 不得夫法	(2) 非得	apr̥apti
(15) pravṛtti	流転	(15) 流転	(13) 流転			
(16) pratiniyama	定異	(16) 定異	(14) 定異			
(17) yoga	相應	(17) 相應	(15) 相應			
(18) java	勢速	(18) 勢速	(16) 勢速			
(19) anukrama	次第	(19) 次第	(17) 次第			
(20) kāla	時	(20) 時	(18) 時			
(21) deśa	方	(21) 方				
(22) saṃkhyā	数	(22) 数	(19) 数			
(23) sāmagrī	和合	(23) 和合	(12) 和合			
		(24) 不和合				

維持させるのが(5)命根である。有情には、身形・感官の機能・飲食等でその意志に関りなく様々な相似性がある。その相似性たらしめるはたらきを(6)衆同分といふ。有情には、その心に関りなく、生れ、老い、存続し、病壊するはたらきがある。そのような変化を(7)生・(8)老・(9)住・(10)無常といふ。一方、有情は、思惟・表現・伝達の手段として、言語表現をもつてゐる。この言語表現は、一たん発せられ

れば、心に係りなくある特定の意味をもつ。その中であるものの本質的な呼称が(11)名身であり、それが集まつて一定の意味をもつのが(12)句身、それらを構成する音節又は文字を(13)文身といふ。有情が聖法を得ていかない状態を(14)異生性といふ。このあと、『集論』では、説一切有部では立てない多くの心不相応行をあげる。それらはすべて、諸法の因果相続

の状態の区別としてあげられているものである。

これら因果の原理は有情の心には関係なくはたらき、有為なるものであるからである。その中で、諸法の因果が相続して断えないはたらきを

(5)流转、これら因果の法則が乱れず、因と果の

法則が整然としているはたらきを(6)定異、因と

果が相呼応しているはたらきを(7)相応、因果相

続が敏速であるはたらきを(8)勢速、因果相続が

順序よくはたらくことを(9)次第、因果相続の時

間的限定を(20)時、その空間的限定を(21)方、因果

相続する諸行の区別のはたらきを(22)数、因果相

続に際して、縁がはたらくことを(23)和合という

のである。尚、『瑜伽論』等他の唯識論書では

「不和合」を別に立てるが、『集論』ではあげ

ていない。これは、『得』の反対概念である

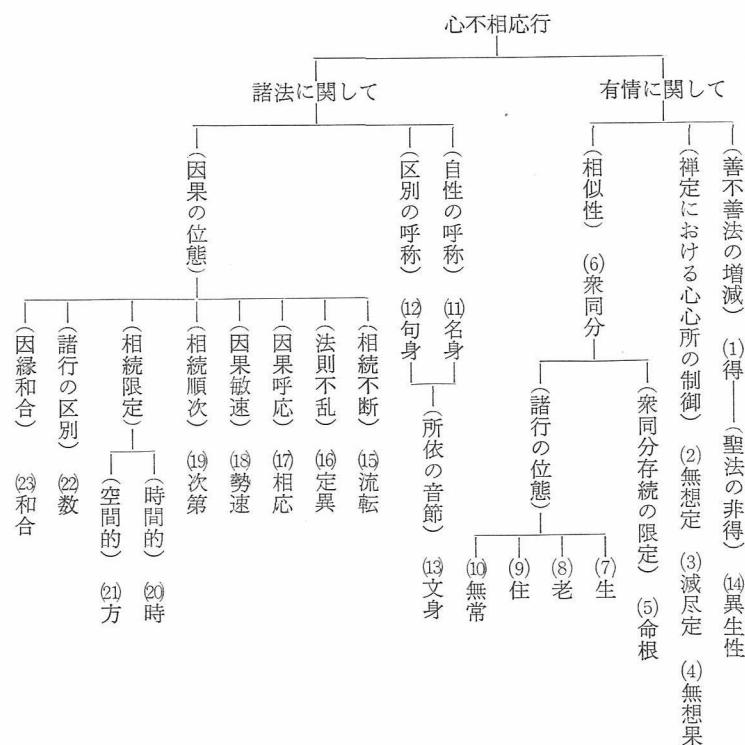
「不得」を——その一限定としての「異生性」

を除いて——あげていないと同様に、「和合」

の反対概念である「不和合」をあえてあげなかつたためである。<sup>⑦</sup>

以上の如き、『集論』における心不相応行の関係を図示すれば下の如くなる。

関係を図示すれば下の如くなる。



尚、次章に訳された如く、すべての心不相応行すべてが、「こである」という設定(prajñapti)がある」と記述されている。prajñaptiとは、実体として有るのではなく、約束事として仮にそういうものとして知らしめ表示すること、すなわち、仮有なるものとしてあることを言う。

しかし、説一切有部では、心不相応行は、行という生滅変化をまぬがれぬ有為なる非心理的過程という非物質的存在の一分野をなすカテゴリとして実有なる法とされた。これに対して、經部は、これらの諸法が、色法などにあるような現量・比量・聖教量がないとして、仮有であるとされたのは周知の如くである。

瑜伽唯識学派では、この經部の思想をさらに発展させ、あらゆる諸法を仮有として位置づける。従って、心不相応行が仮有であるのは勿論である。『雜集論述記』では次のように説く。

不相應者、不相似義、不下与<sub>二</sub>色心等一体義相似<sub>上</sub>故。

(述記)三六九b)

また、『瑜伽論』五十三では、次のように説く。

何因緣故名「心不相應」。此是假想、於<sub>二</sub>諸事中<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>起<sub>二</sub>言說。(大正30・五九三b)

ここにおいて、不相應とは、色や心と相似していないと

いう意味のほか、さらに、仮に觀念化されたものであり、あらゆるものについて言説を起すためのものであるから、これは心に不相應なものであるという意味づけがなされる。そのようなところに、「以上のようない心不相應「行」は諸行すなわち諸法の状態として設定されたものであるから、す**べて仮有なのである**<sup>(⑨)</sup>と規定されるのである。

この様な立場から、諸行の因果の分位の種々態が心不相応行としてあげられるようになる。仮有なものであつても、因果相続として有情に認識される限り、それは行であり、有為である。その背後には、諸行を因果相続たらしめるところの阿頼耶識の思想がある。何故なら、『集論』では、この直後に、種子・阿頼耶識の定義がなされるからである。次章において、『集論』における心不相応行の解釈を訳註として紹介することにしたい。

### 註

① 拙著『アビダルマ思想』(法藏館・昭57)二三二~二三三頁

参照。尚、その後、西村実則氏は、北伝アビダルマにおける五位の成立過程について詳細に論究されている(西村実則

「蘊處界の改變と五位の成立」三康文化研究所年報18・一二五七~五四頁)。

② 西村実則氏は前掲論文において、二十二根説は元來有為法

- とは別系統であり、命根以外の心不相応行法や無為法という考え方をとり入れる手がかりはまったくないとして、この考え方を否定しているが、後述するように、増上<sup>①</sup>という性格をもつ根の考え方が、三科と有為・無為の説に影響を与える、五位説成立のきっかけとなつたであろうことは否めないであろう。（前掲西村論文・一四〇—一四一頁参照）。
- ③ 此意總示下二十二根、於諸聚中<sup>②</sup>作用增上<sup>③</sup>。諸法相望、各々別有<sup>④</sup>增上用故、應<sup>⑤</sup>並名<sup>⑥</sup>根。此極增上、別説義成。（大正29・三七七〇）
- ④ ここにおける命行・寿行の問題については、最近では、村上真完博士の詳細な研究がある（村上真完「諸行考<sup>⑦</sup>」仏教研究<sup>16</sup>・七一—七六頁）。
- ⑤ 水野弘元「心不相応の概念の発生」印伝研<sup>4</sup>—11・116—1—七頁参照。
- ⑥ 本表の作成に当つて、水野弘元「心不相応法について」駒沢大学研究紀要<sup>14</sup>・三一—五九頁を参照した。
- ⑦ 〈述記〉列二十三不相応名、等言等取<sup>⑧</sup>不和合性、瑜伽・顯揚等皆說三十四意願<sup>⑨</sup>彼故說等言。然不<sup>⑩</sup>別列不和合者、論師願<sup>⑪</sup>彼体<sup>⑫</sup>即非得既不<sup>⑬</sup>對<sup>⑭</sup>得別立<sup>⑮</sup>非得<sup>⑯</sup>故、不<sup>⑰</sup>對<sup>⑱</sup>和合<sup>⑲</sup>別説<sup>⑳</sup>不和合<sup>㉑</sup>。
- しかし、〈AS<sub>a</sub>〉及び〈AS〉には「等」に相当する語なし。
- ⑧ 前掲拙著・二三八—一三九頁参照。
- ⑨ 次章翻訳注<sup>㉒</sup>参照。

## II 『集論』における心不相応行法の定義

(訛註)

- 心不相応行法<sup>①</sup> (citta-vibrayuktāḥ sanskārāḥ) <sup>②</sup>せんくわー  
ハムのカ。得 (prāpti) <sup>③</sup>無想起 (asamjnīsamāpatti) と  
滅尽定 (nirodhāsamāpatti) <sup>④</sup>と無想果 (āsamjnīka) と命根  
(jivitedriya) <sup>⑤</sup>衆同分 (nikayasyabhāgatā) <sup>⑥</sup>生 (jāti) と  
老 (jarā) <sup>⑦</sup>住 (sthiti) <sup>⑧</sup>無常 (anityatā) <sup>⑨</sup>名身 (nāmakāya)  
と句身 (padakāya) <sup>⑩</sup>文身 (vyājanakāya) <sup>⑪</sup>異生性 (pṛ-  
thagjanatva) <sup>⑫</sup>流轉 (pravṛtti) <sup>⑬</sup>定異 (pratiniyama) <sup>⑭</sup>相  
應 (yoga) <sup>⑮</sup>勢速 (java) <sup>⑯</sup>次第 (anukrama) <sup>⑰</sup>時 (kāla)  
と方 (desa) <sup>⑱</sup>と數 (samkhya) <sup>⑲</sup>と和合 (sāmagri) <sup>⑳</sup>である。  
(1) 得とは、<sup>㉑</sup>じゅうじゅうものか。善・不善なる諸法が増  
減する<sup>㉒</sup>といひ<sup>㉓</sup>得 (prāpti)、「すなわち」獲 (pratilam-  
bhā), 成就 (samavāgama) <sup>㉔</sup>設定 (prajñapti 施設・假立)  
がある。
- (1) 無想定とはじゅうじゅうものか。遍淨天 (Śubhakṛtsna)  
の欲を離れ、その上〔地〕の欲を未だ離れていない者に、  
出離 (nibharana) <sup>㉕</sup>といひ想<sup>㉖</sup> (samijā) に伴つた作意によ  
る流動的 (asthāvara) 心・心所法が滅することについて、  
無想定といひ設定がある。

(三) 滅尽定とはどういふのか。無所有處 (*ākīmcan-yāyatana*) の欲を離れ、有頂 (*bhavāgra*) を超えた者に、寂靜に安住している (*sānta-vihāra*) といふ想いに伴つた作意による流動的な心・心所法とある種の一<sup>13</sup>定した「心・心所法」<sup>14</sup>とが滅することについて、滅尽定という設定がある。

(四) 無想果とはどういふものか。想の無い有情 (*asam-jñi-sattva*) のいる天に生じた者に、流動的な心・心所法が滅することについて、無想果という設定がある。

(五) 命根とはどういふものか。前業 (*pūrvakarma*) によつて引かれ、存続の時間の限定のある衆同分について寿命 (*ayu*) という設定がある。

(六) 衆同分とはどういふものか。それぞれの有情の部類 (*nikāya*) の中で、それぞれの有情の個体 (*ātmabhāva*) が相似していることについて、衆同分という設定がある。

(七) 生とはどういふものか。衆同分において、諸行が (*samskārāṇam*) 「あく」無くて「今」起ることについて、(bhāvē) 生といふ設定がある。

(八) 老とはどういふものか。衆同分において、諸行の連続 (*prabandha*) が変異したる (*anyathātva*) について、老といふ設定がある。

(九) 住とはどういふのか。衆同分において、諸行の

連續が壊滅しないじる (*aviprānaśa*) について住という設定がある。

(一〇) 無常とはどういふのか。衆同分において、諸行の連續が破壊するじる (*vinaśa*) について、無常という設定がある。

(一一) 句身とはどういふものか。諸法の区別「をするため」の称呼について句身という設定がある。

(一二) 文身とはどういふものか。その二つ（名身・句身）の所依となる音節について文身という設定がある。

その二つを表現せしめんがためである。それはまた、文字 (*varṇa* 頭) とも「いう」意味を表示せんが (*sānvarṇanatā*) ためである。また、音節 (*akṣara* 名字) とも「いう」。言

い換えるできる語 (*parvaya* 異名) として流用できない (*akṣarāṇatā* 無異転) ためである。

(一三) 異生性とはどういふものか。聖法を未だ獲得しないじる (*apratilambha*) について異生性という設定がある。

(一四) 流転とはどういふものか。因果の継起 (*prabandha*) が断えないじるについて流転という設定がある。

(一五) 定異とはどういふものか。因果が様々であるこ

る (nānātva)<sup>◎</sup> について定異という設定がある。

(一七) 相応とはどういうものか。因果が類似している  
る (ānurūpya)<sup>◎</sup> について相忾という設定がある。

(一八) 勢速とはどういうものか。因果が速く転起する  
る (āśu-pravṛtti) について勢速という設定がある。

(一九) 次第とはどういうものか。因果が一つづつ  
(ekāika)<sup>◎</sup> 転起することについて次第という設定がある。

(一〇) 時とはどういうものか。因果が連續して転起す  
るるについて時という設定がある。

(一一) 方とはどういうものか。東・南・西・北・下・  
上・「四維の」あらゆる十方ににおいてまさに因果のあるる<sup>◎</sup> について方という設定がある。

(一一一) 数とはどういうものか。諸行の個々別々の(pra-  
tyekaśas)<sup>◎</sup> 区別 (bheda)<sup>◎</sup> について数という設定がある。

(一一一) 和合とせんばらうものか。因果と縁 (pratyaya)<sup>◎</sup>  
とが合へる<sup>◎</sup> (sanavadhanā) について和合という設定があ  
る。

### 資料

翻訳底本 <ASg> pp. 1830-1911.

参照 <ASp> pp. 10<sup>15</sup>-11<sup>24</sup>, <ASi> 60a<sup>5</sup>-61a<sup>8</sup>, <ASch> 665b<sup>23</sup>  
-666a<sup>2</sup>.

註釋 <ASBh> pp. 97-11<sup>8</sup>, <ASBh<sub>i</sub>> 9b<sup>7</sup>-11b<sup>4</sup>, <ASVch>

700b<sup>28</sup>-701a<sup>22</sup>.

〈述記〉 369a-371d.

これ以外の資料出典は註中に明記。

### 註

① <ASBh> カル相忾行法には、依処 (adhiṣṭhāna) という点から、自性 (svabhava 自体) という点から、そして施設 (prajñapti 仮立) ルバ点から説明があるとされる。<sup>※(1)</sup> また、無想定と減尽定とは地 (bhāmi 心理的段階) という点からと、出離 (niḥsāraṇa) ル安住 (vihāra) ルの「[1] 想を前提とする〔兩〕作意 (manasiकāra) ル」点からも解説される。無想果は、「これら五つから」作意を除いたこれら「四つ」のみ

であり、それ以外のものは、依処等の三つのみである。<sup>※(2)</sup>

\*(1) <ASVch> では、「如是心不相忾行、忾以五門建立差別。謂、依処故、自体故、仮立故、作意故、地故」となって、五門を説くのみ。

〈述記〉 依処故者、頗得等法必有心・心所・色現・種・而為三所依。依・實立故。自体故者、体通三品。仮立故者、明・體非・實。作意故者、頗由隣近・加行・引生。地故者、顯・所依地。唯依一地・得地名・故。

\*(2) ※—※は<ASBh>に欠く。ただし、<ASBh>の無想果の説明に、ルの部分が重複され、その部分に相当するチベット語はあく (ASBh<sub>i</sub>, 10<sup>7</sup>-8)。

- (2) <AS<sub>eh</sub>> 無想異熟。
- (3) <AS<sub>eh</sub>> 「程合等」の字がある。
- (4) <ASBh> やの中や、善・不善の諸法には、「得の」依拠の説明である。
- (5) <AS<sub>eh</sub>, ASV<sub>eh</sub>, AS<sub>i</sub>> 云々「無記 (luñ du ma bstan pa)」の語ある。
- <AK, p. 64<sup>16</sup>> 善・不善・無記「迄」には、それぞれ順次に善・不善・無記なる得がある。
- (6) <ASBh> 増減する」といは、自性の説明である。例えは、「善法が」増であるとき、最上の (abhimātra) 信等を成就すると言われ、減であるとき、下類の (mīdu) 「信等を成就する」と言われる。
- \* <述記> 理実三性皆有「增減、但言「信等、舉難得故、略示」法故。
- (7) <AK> 得には11種あって、未得のものや既失のものの獲 (lābha=pratiambha) 既得のものの成就(samanvāgama) やあ<sup>17</sup> (p. 62<sup>18</sup>)。
- <ASBh> 得、「すなわち」獲、成就という設定があるとは、施設の説明である。このようにして、他の場合もそれそれに応じて理解してよい。
- <顕揚論18> 問、諸心不相應行皆是假有。云何應知。答、由三種過失故。一因過失、二体過失。因過失者、若言三生是生因、能生生故說名為生。是即無別果、生可得。此生為誰。能生、因故說之為生。若言三生是生體、是即從他生故、
- (8) <ASBh> 上の欲を未だ離れていない者については、第四禪の欲を未だ離れていない者についてである。
- (9) <述記> 上欲謂貪欲諸煩惱中勝故、遍說<sub>下</sub>全離、第三靜慮貪欲、未<sub>上</sub>離<sub>下</sub>上貪欲。諸外道等能起此定<sub>下</sub>亦顯<sub>上</sub>此定第四禪樂。<ASBh> 出離という妄想に伴つたときは、解脱と<sub>下</sub>う妄想に伴つたと<sub>上</sub>うことである。
- (10) <AK> 何のためにこの「定」に入るのか。離脱 (nīśṛti) を求めんがためである。これらを出離であると考え、これがによって解脱を求めるがために入定するのである。(p. 69<sup>19</sup>-8)
- (11) <ASBh> 流動的とは、転識 (pravṛtti-vijñāna) のことをいう。
- \* <成唯識> 諸轉識有間有転、如<sub>上</sub>聲風等無<sub>上</sub>恒持用<sub>下</sub>。(大正31・一六〇)
- (12) <ASBh> 減する「こと」<sub>上</sub>の「こと」<sub>下</sub>とは、流動的心・心所のはたきが減した者は、しばらくの間、心は入定 (samāpatti) を逐げ、所依「となる身」のある特殊な狀態 (avasthā-viṣeṣa) が減せられるから、このことによつて「減」とされるのである。
- <述記> 不恒行心等減言、正顯<sub>下</sub>走體<sub>上</sub>。由<sub>上</sub>前方便第四定心厭<sub>下</sub>逆心等<sub>上</sub>故、所引不恒行諸心心所隨<sub>下</sub>其勢力<sub>上</sub>暫時間減。
- 由<sub>上</sub>此滅<sub>下</sub>故、所依之身与<sub>上</sub>前有心<sub>下</sub>分位差別、由<sub>上</sub>謂<sub>下</sub>無想寂靜

微妙「於無想中持心而住。如是漸次離諸所緣、心便寂滅、滅即是定、令<sub>レ</sub>「身位異名」入彼定。」

(12) 「ASBh」滅定定において「上[地]」の欲を未だ離れていない者に」と訳わないのは、有頂の欲を離れた阿羅漢にもその「定」が起るからである。

「AK」かの「定」は第四靜慮地に属するが、この「定」は、『有頂より生じたものであれ』(p. 70<sup>5-8</sup>)

(13) 「AKV」に亘1句あり(p. 70<sup>5</sup>)、AKVには、それにひいて、詳しく述義解釈あり(p. 160<sup>28-32</sup>)。」Jの中や、「安住(vihāra)」と遊戯住(krida-vihāra)の如き安住(vihāra)であれ」(p. 160<sup>29</sup>) とある。

(14) Jの部分、「AS」は。「AS」bṛtān pa de dag las kyarāt kha cig hgog pa la、「ASV<sub>eh</sub>」及恒行一分心心所。また、Jの文は「ASBh」に記述疎かねども(tad ekat-yānam ca sthavarāṇam iti)。

「ASBh」ある種の一定した「心・心所滅」のとは、染汚意(kliṣṭa-manas)のJである。

文は「ASV<sub>eh</sub>」には無いが、「ASBh」には該当訳あり。

(15) 「AK」想の無い有情らが住むJではどうか。それは広果天である。その中の地点にある想の無い有情らがJ(p. 68 17-19)。

(16) 「AK」これはまたひたすらに、異熟(vipāka)である。何の異熟かといふと、無想定の「異熟」であれ(p. 68 15-17)。

「ASBh」語①\*②の無想果に相当する部分あり。「ASV<sub>eh</sub>」に非なる。

(17) 「ASBh」衆同分とは、一度の生を受けた「五」蘊の相続(skandha-saṃptāna)である。存続の時間の限定のあるとは、時間ところへ止かるべきは、これなる「命根」が、この衆同分の上に、百年あるいは千年存続するはずであるという業所生のある特殊な功能(sāmṛtyya)である。

(18) 「AK」「寿が」存在しないといふわけではないが、別個の実体ではない。どうしてか。三界に属する業によって、衆同分にはある時間存続する引力(avettha)がある。すなわち、これだけの時間存続するはずであるとうようし、業によって作られた衆同分の引力がある。その限り、そ「衆同分」は存続するのであり、そ「の引力」が寿であると言われる。(P. 74<sup>3-5</sup>)

(19) 「ASBh」それぞれの有情の部類の中では、天・人等の有情の種類(jāti)の中で、といふことである。  
\*「ASV<sub>eh</sub>」「差別」の語を加える。

「述記」如是如是有情者、願<sub>レ</sub>衆義、非<sub>レ</sub>故。於<sub>ニ</sub>種々類<sub>一</sub>者願<sub>ニ</sub>分義、分者分<sub>ニ</sub>類故。

(20) 「ASBh」それぞれの有情の個体が相似していることは、同じ種類に属しているといふことである。

「述記」自體相似者願<sub>ニ</sub>同義。即多分類相似名<sub>ニ</sub>衆同分。

(21) 「ASBh」外部の色にも生のある状態(jātimattva)があれ。

のJ、衆同分だけが表現されたのは、有情の相続(saṃptāna)

において「有為の因」相の設定が示唆されてゐるためである。

何故なら、外的な色は生起や破壊が明示されるが、内的な「諸行」は生や老等が明示される。

\*<sup>(1)</sup> *〈ASV<sub>oh</sub>〉「有為」の語あり。*

\*<sup>(2)</sup> *〈ASV<sub>oh</sub>〉「内諸所有為相」、〈ASBh<sub>i</sub>〉 nañ gi hdu byed mams ni。*

(22) *〈AK〉それ故に、「もと」無へて「今」起るところ」と「を知らしめるために、たゞ設定のみによるものの「迷」が生である」とされたのである (pp. 79<sup>24</sup>-80<sup>1</sup>)。*

(23) *〈ASBh〉連続が破壊するところは死(marana)のことである。これに生等は、刹那<sup>(2)</sup>にあるのではなく。じつして「諸行の」連続の位態(avastha)としてあるからである。*

\*<sup>(1)</sup> *〈ASV<sub>oh</sub>〉捨<sub>u</sub>寿時。*

\*<sup>(2)</sup> *〈ASV<sub>oh</sub>〉此中依<sub>u</sub>相続位<sub>u</sub>建立生等<sub>u</sub>不<sub>u</sub>依<sub>u</sub>刹那<sub>u</sub>。*

*〈AK〉おな『発智論』の中で説かれた。「一つの心における生起とは何か。眞<sub>u</sub>、生である。滅(vyaya)とは何か。死である。住異(sthiiranyatathātva)とは何か。老である」と。その中の「一つの心」衆同分の心であるとするのが正しい。しかも、刹那<sup>(2)</sup>に有為の諸相があるとしても、別個の実体(dravya)であると分別しなければ正しい。どうしてか。刹那<sup>(2)</sup>に「先に」無くして「今」あるのが生起であり、ありおわづて「今」なるが滅であり、それぞれ前刹那から後刹那へ連続する(anubandha)のが住であり、それが相似していないのが住異である (p. 771<sup>17-21</sup>)。*

(24) *〈ASBh〉血性の称呼とは、眼、耳、天、人云々といつようなものである。*

*〈述記〉増言者即名是言。血眼音頭、詮弁法故。法体無名故謂為<sub>u</sub>增。*

*〈AK〉如<sub>u</sub>は概念化(samjnā-karana)である。例えば色・*

*声なみの如<sub>u</sub> (p. 80<sup>13</sup>)。*

(25) *〈ASBh〉区別「するため」の称呼とは、「一切の諸行は無常である」「一切の有情は死ぬであろう」<sub>u</sub>々々 というようなことである。*

*〈AK〉句とは陳述(vakyā)である。意味を完全に表わしうるだけのものである。例えば「諸行は実に無常である」という如<sub>u</sub>であれ (p. 80<sup>14</sup>)。*

(26) *〈ASBh〉かの1つの所依となるとは、「諸法の」自性と区別の称呼の所依となる音節 a, i, u であるといふようなものである。いわば、自性「としての名身」と区別「としての句身」<sub>u</sub>、その1つ「の所依となる」言語表現(vyavahāra)「としての文身」といふ<sub>u</sub>れだけですべてのものであれ。〔かなんわか〕そのすべりのものは、これら [[|]] によつて表現され<sub>u</sub> (anuvyavahāryate) のである。これによつて、これら名・句・文身が設定された。*

*〈AK〉文<sub>u</sub>は音節である。例えば a, a など<sub>u</sub>の如きである。  
② 〈ASBh〉虹<sub>u</sub>擦<sub>u</sub>るやあら語<sub>u</sub>へて流用<sub>u</sub>しないためであるとは、眼(caksus) せ眼<sub>u</sub>の虹<sub>u</sub>方(paryāya) 以外に<sub>u</sub>、案内者(netra)・三(akṣi)・指導(nayana)・照明*

(locana) 等の他の言い方としやはたふくのやある。それら

(案内者等) によつてもそれ(眼)の理解(samjñāna)があ  
るから。このよつにしや、あらうの音節は *a* と *ū* の  
言い方を除いて他の言い方によつては認知せしめることがで  
きない。これによつて、言い換えるのである語として流用でも  
なべから音節である。さらにまた、流用(kṣarana)とは、運  
用(gamana)のことである。

\* 〈述記〉彼同頭此想者、想者名也。謂因爲名。由彼  
照了等同頭此眼名故。  
\* 〈ASV<sub>en</sub>〉無異転者、謂不流変。  
\* 〈述記〉不流變者、流謂転義、變謂異義。謂字但  
守先住更不流転・變異・改移。

(28) 〈AK〉「異生性とはどういうものか、聖法を獲得しなるこ  
とやある」いうのが論書の本文である。獲得しなること  
は非得(aprāpti)のことである。しかも異生性は無漏とはな  
りえな。いかなる聖法を獲得しなのか。すべての「聖法」  
をである。区別して説いていないからである。しかし、獲得  
を離れているところのものが「獲得しないこと」である(P.  
66<sup>10-12</sup>)。

(29) 〈ASBh〉繼起が断えないことを流転であると規定するのば  
(vyavasthāna)、一刹那あるいは断絶(vyavacchīna)には  
その慣用語(upacāra)がないからである。

〈述記〉流転者唯依相続。可非刹那。不解除間断者、  
彼義隠故、略不説之、非非流転。此中相続頭非一刹  
vyāpti) など方とよぶ仮説(upacāra)がある。また、

那、不斷言頭、非間断。

(30) 〈ASBh〉因<sub>2</sub>果が様々である」とは、好みしない果には善行  
(sucarita)「よい因」が、好みしない「果」には惡行  
(discarita)「悪い因」がある云々という如くである。諸果  
は対しや、各々それぞれの因をもつことである。<sup>※(2)</sup>

(31) 〈ASBh〉因<sub>2</sub>果が類似して、sāripya(sāripya)とは、たと  
え異類のもの(anyatva)はも、ある果がある「因」と相応す  
る(yujyate)。それは一度、富財(bhoga-sampad)が布施と  
相応する所である。<sup>※(2)</sup>

\* (1) 〈AS〉ānurūpya (ṛjes su mthun pa) 〈ASBh<sub>i</sub>〉 mthun  
pa.

\* (2) 〈ASV<sub>en</sub>〉由<sub>2</sub>布施感<sub>1</sub>富財等。

(32) 〈AS<sub>g</sub>〉ekatva 〈AS<sub>p</sub>〉ekatyā べゆゑ、〈ASBh〉ekaika,  
〈AS<sub>t</sub>〉re re nas, 〈AS<sub>en</sub>〉「1 1」 べゆゑじゆゑ ekaika べ  
読む。

〈ASBh〉1 1 転起するいふいは、同時刻でなく転起の  
いふいおむ。

(33) 〈ASBh〉因果が連続して転起するいふいがあるとか、そこには  
因果が已に生じ、已に滅したことが過去時であると設定され、  
未だ生じないことが未来時、已に生じ未だ滅しないことが現  
在時であると「設定される」。

(34) 〈AS<sub>g</sub>〉〈AS<sub>p</sub>〉〈AS<sub>t</sub>〉「因縁」な。〈AS<sub>en</sub>〉によく補へ。

(35) 〈ASBh〉因果があらゆる方向に遍満していふいと(dig-  
vyāpti) など方とよぶ仮説(upacāra)がある。また、

JJにおける因果は色に限られたものである。無色「の諸法」は、あらゆる方向に遍満する能力はないからである。

(35) 〈ASBh〉個々別々の区別について数とは、「諸行が」差異なく一つの性質をもつてゐるところには、[1]か[3]という数なみは不可能であるから。

(37) 〈ASBh〉因果と縁とが似つかいとは、あたかも「識」と称する因果について、「縁」として<sup>\*(1)</sup>根が損れず、対境(vipaya)が現前して、それ（識）を生ずる<sup>\*(2)</sup>作意がまのあたりにあるらしいなものである。同様に、他どへこゝへ適用してある。

\* (1) 〈ASBh<sub>e</sub>〉 h̄bras buhi rkyen , 〈ASV<sub>eh</sub>〉 旦如<sub>fr</sub>識法

因果相続、必仮<sub>ii</sub>衆縁<sub>ii</sub>和合<sub>ii</sub><sup>4</sup>

\* (2) 〈ASBh〉 tad-jñāna- naṇṇo , 〈ASBh<sub>e</sub>〉 de skyed pahi,

〈ASV<sub>eh</sub>〉 「能生此識」にもか、tad-jñānaka と解す。

(38) 〈ASBh〉以上のものでは「不相応〔行〕」は諸行すなわち諸法の状態(avasthā 分位)として設定されたものであるかの、すべて仮有(prajñapti-sat)なのもある。その中で、

善・不善等の増益・損減の状態として、「得」と「失」一種がある。心・心所の「はたひき」(pravṛtti)の状態として、「無想定

・滅尽定・無想果」と「三種がある。存続(sthiti)の状態として「命根」と「一種がある。相似(sādīṣya)の状態として「衆同分」と「一種がある。あらわれ方(lakṣaṇa 痘)の状態として、「生・老・住・無常」と「四種がある。體語表現(yavahāra)の状態として「名・句・文」と「三種がある。〔聖法の〕不得の状態として「異生性の」一種があ

る。因果の状態として残った「流転から和合まや」がある。  
Mūḍha, JJにおける因果は、あらゆる有為なるものなのである。それとは他のものを生ずるから因であり、他よりそれが生ずるから果である。

### 語彙

A.K. ... Pradhan, P. ed. Abhidharmakoshabhāṣya of Vasubandhu, TSWs. VIII. Patna : K. P. Jayaswal Research Institute, 1967.

AS. ... Abhidharmasamuccaya

AS<sub>fr</sub> ... V.V. Gokhale, "Fragment from the Abhidharma-samuccaya of Asanga", Journal of the Bombay Branch, Royal Asiatic Society, N.S. vol. XXIII (1947).

AS<sub>fr</sub> ... 大乗阿毘達磨雑集論(大正13)

AS<sub>fr</sub> ... Pradhan, P. ed. Abhidharma Samuccaya of Asanga, Santiniketan : Visva-Bharati, 1950.

AS<sub>fr</sub> ... Chos miion pa kun las btus pa, Tibetan Tripitaka, Peking Edition No. 5550 (Vol. 112).

ASBh ... Tatia, N. ed. Abhidharmasamuccayabhaṣyam, TSWs. XVII, Patna K. P. Jayaswal Research Institute, 1976.

ASBh ... "Chos miions pa kun las btus pahi bśad pa," Peking Edition No. 5554 (Vol. 113).

ASV<sub>eh</sub> ... 大乗阿毘達磨雑集論(大正13)

YBh<sub>eh</sub>... 瑜伽師地論（大正30）

それ以外の略号は前掲拙著「原典資料略符号」を参照のこと。

（本稿は昭和六十三年度文部省科学研究費「一般研究C」による研究成果の一部である。）

（本学専任講師 仏教学）